たのしいでんきコース別説明書

ちくとくプラン

東京 65 東京 95

2020年12月14日実施2024年4月1日改正

HTB エナジー 株式会社

目次

1	契約種別	. 2
2	東京エリア	. 2
3	本説明書の変更および廃止	. 5

たのしいでんきコース別説明書 蓄電池プランは、(以下、「本コース」といいます。)は、当社のたのしい でんき約款(以下、「たのしいでんき約款」といいます。)に基づき、電灯または小型機器をご使用の個 人のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

1. 実施期日と適用条件

実施期日と適用条件本説明書は、2020年12月14日より実施し、お客様により本コースへのお申し込みがなされ、その後当社が承諾し契約に至った場合に適用されます。

2.料金表

本説明書における、電気料金については次の「たのしいでんき料金表」において、定めます。

たのしいでんき料金表

本約款における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、当社が定めます。

1 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

電灯需要 ちくとくプラン 東京 65電灯需要 ちくとくプラン 東京 95

2 東京エリア

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 東京 65

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、東京電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (川) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済

上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(二) 株式会社村田製作所製の蓄電池 1 台(定格容量が 2.5kWh 以下)を充電用途として利用すること。充電時間は午前 2 時~午前 4 時の間とすること。なお蓄電池を 2 台以上設置する場合はご利用いただけません。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約電流

- (1) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (I) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2 (燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5 (容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

東京 65	契約電流 30 アンペア~50 アンペア	2,651 円 00 銭
東京 65	契約電流 30 アンペア〜50 アンペア(まったく使用し	662 円 75 銭
未示 05	ない場合)	
東京 65	契約電流 60 アンペア	2,937 円 00 銭
東京 65	契約電流 60 アンペア(まったく使用しない場合)	734 円 25 銭

(1) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	最初の 65 キロワット時までの 1 キロワット時につき	00円00銭
事点 65	65 キロワット時をこえ 185 キロワット時までの 1 キロワットにつき	19円88銭
東京 65	185 キロワット時をこえ 365 キロワット時までの 1 キロワットにつき	25円 08 銭
	365 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28円96銭

(2) 東京 95

イ 適用条件

- (イ) 供給地が、東京電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (川) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(川)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (二) 株式会社村田製作所製の蓄電池1台(定格容量が3.5kWh以下)を充電用途として利用すること。充電時間は午前2時~午前4時の間とすること。なお蓄電池を2台以上設置する場合はご利用いただけません。

ロ 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約電流

(イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(I) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5 (容量拠出金反映額) に定める容量拠出金反映額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

東京 95	契約電流 30 アンペア~50 アンペア	3,215円00銭
東京 95	契約電流 30 アンペア〜50 アンペア(まったく使用しない場合)	803 円 75 銭
東京 95	契約電流 60 アンペア	3,501 円 00 銭
東京 95	契約電流 60 アンペア(まったく使用しない場合)	875 円 25 銭

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	最初の 95 キロワット時までの 1 キロワット時につき	00円00銭
東京 95	95 キロワット時をこえ 215 キロワット時までの 1 キロワットにつき	19円88銭
宋尔 95	215 キロワット時をこえ 395 キロワット時までの 1 キロワットにつき	25円 08 銭
	395 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28円96銭

3 本説明書の変更および廃止

- (1) 当社は、本説明書を変更する場合には、たのしいでんき約款 2(約款の変更)に準じます。
- (2) 当社は、本説明書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

- (3) 本説明書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、たのしいでんき約款2の2(供給条件の説明等)に準じます。
- (4) 本説明書廃止に伴う、各種賠償等には応じないものとします。